

豊中市におけるヤングケアラー支援について



令和4年(2022年)8月



はじめに



ヤングケアラーとは

- 法律上の定義はない
- 本来、**大人が担うと想定されている**家事や家族の世話などを**日常的に行っている**子どもとされている
- 例えば、料理や掃除などの家事、幼いきょうだいの世話、認知症の祖父母の見守りや介護など、日常生活でかなりの時間、家事や家族の世話を担い、**年齢相応の活動時間を大幅に削っている**子ども達
- 豊中市では、**子ども健やか育み条例**のもと、**18歳未満の子ども**を対象に “**子どもの権利**”を守る視点から支援していく

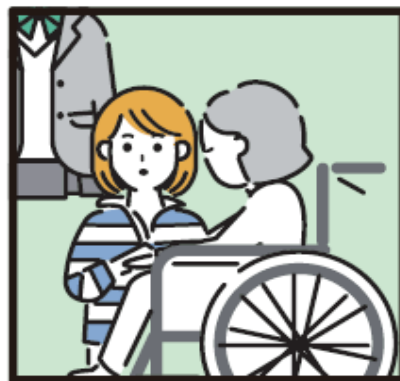
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



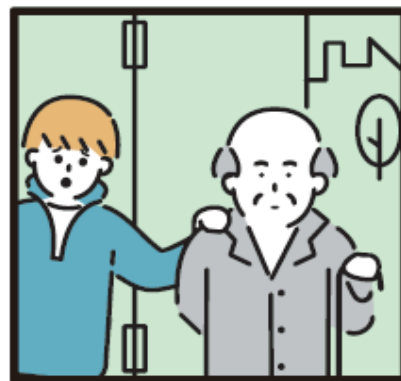
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが。

でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、すこし注意が必要です。





国や大阪府における取り組み



【実態調査】

R2年度	国	■ヤングケアラーの実態に関する調査研究 (対象: 要保護児童対策協議会、中学高校、中高生)
R3年度	国	■ヤングケアラーの実態に関する調査研究 (対象: 小学校、小学6年生・大学3年生、一般国民) ■多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方に関する調査研究 (対象: 要保護児童対策協議会、市、ケアマネジャー、相談支援専門員など)
	府	■府立高校におけるヤングケアラーに関する調査 (対象: 府立高校生)

【その他】

R2年度	国	■ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの設置(厚労省・文科省による) ⇒報告書(R3年5月) →2022～2024年度を集中取り組み期間とし社会的認知度向上をめざす 当面は中高生の認知度5割を目標とする
R3年度	国	■ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)、 アセスメントシート(案) ■多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
	府	■大阪府ヤングケアラー支援推進指針を策定

【注】要保護児童対策協議会: 児童福祉法に基づき設置され、児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議。
子どもの権利擁護・子どもと家庭の福祉の向上を図るため関係機関の連携・協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換・情報共有を行う。



豊中市におけるこれまでの取り組み



■ 推進体制 ■

- ～R3年9月 関係部局(こども未来部・教育委員会・福祉部・市民協働部)による情報共有と協議
- R3年10月 こども施策推進本部連絡会議に「**ヤングケアラー支援検討部会**」を設置。
今後の取り組みや役割分担などを検討。

■ 実態調査 ■

- R3年11～12月 市立小中学校長(58校)あて実態調査(児童生徒課)

■ 周知啓発(認知度向上) ■

既存のネットワーク等を活用した情報共有、研修

- R3年 7/7 地域包括ケアシステム推進総合会議にて現状・課題の情報共有
- 7/13 子どもを守る地域ネットワークにて濱島教授による講演
- 7/27・30教職員2年目研修、8月中 教職員研修(濱島教授の講演動画聴講)



R4年4月開設 **ヤングケアラー専用相談窓口**(豊中市こども相談課)



実態調査からみたヤングケアラーの現状



国による実態調査(R2,R3年度)

- 家族の世話をしている子ども
小学6年生6.5%、中学2年生5.7%、高校2年生4.1%・定時制8.5%・通信制11.0%、大学3年生6.2%
- 相談相手は家族が多く、**家族以外の大人への相談は少ない**
- 1日7時間以上の家事・世話を行っていても約3割が「**特に大変さは感じていない**」
⇒ **家族の世話が当たり前になり、大変さを十分に自覚できていない可能性**

豊中市による学校調査(R3年度)

- ふたり親世帯に比べ**ひとり親世帯**の方がヤングケアラーの割合が高い
- 親などが、**精神疾患や依存症など病気**を抱えている場合が多い
- 子の負担については「**家事**」が多く、**小学生**ではそれにプラス「**親の感情面のサポート**」、**中学生**になると「**外出・通院の付き添い**」が加わる傾向



ヤングケアラー支援における課題



①子どもや保護者が「ヤングケアラーであること」を認識していないため、自らSOSを出せないことが多い。学校に行けていないなど外部からわかるような状況にならないと周囲からは気づきにくい

★子ども自身が気づけるような機会、思いを話せる場

②早期発見には学校など身近な関係機関・サービス事業者等の気づきが不可欠

★ヤングケアラーの概念の浸透（認知度の向上）

★子どもの状況をチェックする視点の可視化

③ヤングケアラーの課題は家族が抱える課題が複合化したもの

（例：精神疾患など病気や障害のある親、ひとり親、困窮など）

⇒多分野・多機関が“ヤングケアラーの負担を軽減する観点”から連携して世帯全体の支援を検討する体制が必要

★多分野・多機関による情報共有、支援方針を検討できる場

★支援において多分野・多機関が役割分担を共有し、実行できる仕組み



豊中市における今後の取り組み



第①段階

1. 認知度の向上

①支援者側への啓発

子どもや家庭に接する機会のある多分野の関係者・関係機関等を対象に研修会

- * 気づきの感度を高め、早期発見から相談・支援につなげる
- * 多分野連携による世帯全体を支援する必要性などを共有する

②当事者である子どもへの啓発

子ども(小中学校、高校)を対象とした出前講座

- * 子ども自身が気づけるような機会づくり

③広く市民への啓発

市広報、市長の動画など

2. 多分野・多機関による連携支援体制の構築

① 発見から相談につながるしくみ

- * 関係機関向け、気づきの視点を見える化・共有（ヤングケアラーチェックシート）

② 多分野・多機関による連携体制

- * 多分野・多機関が個人情報共有や支援方針の検討ができるしくみを構築
- * 相談から支援までの流れ、関係機関相互の役割を見える化・共有
- * 支援における視点の理解と共有

世帯に関わるすべての支援機関が、“ヤングケアラーの負担を軽減する視点”から支援内容を検討または軌道修正等していくことが不可欠

③ ヤングケアラー相談窓口体制

- * 支援に従事する職員の支援スキル向上

第②段階

相談事例を蓄積することで、支援における課題を把握し、不足する資源や必要な支援方策の検討・創設につなげる



3. 子どもの負担軽減・家庭へのサポートの充実

不足する資源や新たな支援方策について、こども施策推進本部連絡会議の「ヤングケアラー支援検討部会」において検討・創設していく

①ピアサポート、こどもらしく過ごせる居場所

- * 当事者同士が悩みを共有し交流、相談する機会や場づくり
- * こども食堂、学習支援など子どもの居場所

②家事支援など

- * 既存の制度やサービスでは対応できない場合、ヤングケアラーの負担を軽減するための家事支援などのサービス